給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第８０号

大阪府東大阪市玉串町東１丁目７番21―312号

再生債務者　髙田　直子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月20日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再口）第６号

埼玉県所沢市東所沢和田２丁目８番地の９東所沢コーポ102

再生債務者　大塚　英一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月20日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再口）第１号

鹿児島県南九州市川辺町小野741番地１

再生債務者　門之園和彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月20日

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（再口）第６号

秋田県仙北郡美郷町六郷字琴平西51番地44

再生債務者　飯沼　昭子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月24日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再口）第５号

奈良県桜井市大字忍阪335番地の13

再生債務者　吉岡　　一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月24日　奈良地方裁判所

平成24年（2012）暦要項

平成23年２月１日
国立天文台

＊平成24年（2012）は閏年である。

国民の祝日　平成24年（2012）

名称	月	日	名称	月	日
元日	1	1	海の日	7	16
成人の日	1	9	敬老の日	9	17
建国記念の日	2	11	秋分の日	9	22
春分の日	3	20	体育の日	10	8
昭和の日	4	29	文化の日	11	3
憲法記念日	5	3	勤労感謝の日	11	23
みどりの日	5	4	天皇誕生日	12	23
こどもの日	5	5			

1月2日、4月30日、12月24日は休日になる。

日曜表　平成24年（2012）

月	日					月	日				
1	1	8	15	22	29	7	1	8	15	22	29
2	5	12	19	26		8	5	12	19	26	
3	4	11	18	25		9	2	9	16	23	30
4	1	8	15	22	29	10	7	14	21	28	
5	6	13	20	27		11	4	11	18	25	
6	3	10	17	24		12	2	9	16	23	30

二十四節気および雑節　平成24年（2012）

名称	太陽黄経	中央標準時 月日	中央標準時 時刻	名称	太陽黄経	中央標準時 月日	中央標準時 時刻
	度	月 日	時 分		度	月 日	時 分
小寒	285	1 6	7 44	寒露	195	10 8	6 12
大寒	300	1 21	1 10	霜降	210	10 23	9 14
立春	315	2 4	19 22	立冬	225	11 7	9 26
雨水	330	2 19	15 18	小雪	240	11 22	6 50
啓蟄	345	3 5	13 21	大雪	255	12 7	2 19
春分	0	3 20	14 14	冬至	270	12 21	20 12
清明	15	4 4	18 6				
穀雨	30	4 20	1 12	土用	297	1 18	2 28
立夏	45	5 5	11 20	節分		2 3	
小満	60	5 21	0 16	彼岸		3 17	
芒種	75	6 5	15 26	土用	27	4 16	23 33
夏至	90	6 21	8 9	八十八夜		5 1	
小暑	105	7 7	1 41	入梅	80	6 10	20 55
大暑	120	7 22	19 1	半夏生	100	7 1	19 46
立秋	135	8 7	11 31	土用	117	7 19	15 37
処暑	150	8 23	2 7	二百十日		8 31	
白露	165	9 7	14 29	彼岸		9 19	
秋分	180	9 22	23 49	土用	207	10 20	8 51